

平成十六年六月四日提出
質問第一四一号

分割発注等に関する質問主意書

提出者
長妻昭

分割発注等に関する質問主意書

一 政府では、選択エンジニア事件が発覚する過程で、分割発注して随意契約する事例が問題となつた。そこで国全体の発注についてお尋ねする。

本来は、入札を適用する事例にもかかわらず、分割発注（工事や物品、役務等含む）して、随意契約をした国発注の過去五年間の事例すべてに関して、以下をお示し願いたい。

- ① 発注元省庁部局
- ② 発注内容・時期
- ③ 契約業者名
- ④ 契約金額
- ⑤ いくつに分割発注したか。
- ⑥ なぜ分割発注にしたのか。
- ⑦ 法令に違反しないのか。
- ⑧ 懲戒処分の有無・内容

⑨ 仮に分割していない場合はいくら金額が削減できたか。

二 平成一六年六月一日に、最高裁は、地方自治体の工事分割発注に関して、議決回避を目的とした分割発注は違法との判断を示した。そこで国全体の発注についてお尋ねする。

特定の議決や特定の決済、特定の発注方法を避けるために、本来、分割にする必要性がない発注（工事や物品、役務等含む）にもかかわらず、分割発注した過去五年間の事例に関して、以下をお示し願いたい。

- ① 発注元省庁部局
- ② 発注内容・時期
- ③ 契約業者名
- ④ 契約金額
- ⑤ いくつに分割発注したか。
- ⑥ なぜ分割発注にしたのか、何を回避するためか。
- ⑦ 法令に違反しないのか。

⑧ 懲戒処分の有無・内容

⑨ 仮に分割していない場合はいくら金額が削減できたか。

三 望ましい分割発注と望ましくない分割発注に関して、発注部局も判断し易いガイドラインをお示し願いたい。

四 望ましくない分割発注を無くすために、どのような対策をいつまでにお考えか。
右質問する。